平成２４年（フ）第２５０号
仙台市青葉区赤坂１丁目10番地の３
破産者　郷古　　潔
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
群馬県多野郡神流町大字万場38番地４
破産者　山口　尚利
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６５号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目４番23号　ダイアパレスラスタシオン上福岡1002号
破産者　池田　哲則
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８０号
埼玉県坂戸市関間１丁目15番36号ピソイデアール101号室、前住所埼玉県坂戸市関間３丁目１番18号
破産者　植松　寿人
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８４号
埼玉県川越市郭町２丁目23番地７
破産者　青木　典子
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０６号
埼玉県川越市神明町40番地２、前住所埼玉県川越市大字福田323番地６
破産者　森田　照夫
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０６号
神奈川県秦野市鶴巻北３丁目２番10号
破産者　北村　幸司
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６４号
静岡県富士市三ツ沢633番地の７、前住所静岡県富士市厚原2312番地の16、営業所静岡県富士市中野247―１
破産者　すぎな建設こと　青木　威信
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３５５号
静岡県掛川市薗ケ谷933番地の２
破産者　廣瀬　良章
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９１４号
名古屋市中区松原３丁目16番21号　ドミール山王５Ｃ号、開始決定時の住所名古屋市中川区高畑２丁目303番地　ロイヤルアーク高畑602
破産者　仲間　安明
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８２１号
愛知県あま市七宝町桂山之浦３　レオパレス桂第２―106号室、住民票上の住所愛知県稲沢市長束町観音寺田58番地　ミツイロイヤル長束Ⅱ―701
破産者　大竹　浩昭
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８２号
名古屋市中川区五月南通２丁目３番地の１　サツキビル301号
破産者　和田　哲由
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８８号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西18番地　カインドネス大治１Ｅ、旧住所愛知県津島市橘町４丁目23番地３　ロイヤル津島Ｖ201号室
破産者　スペイシーこと　三浦　久雄
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８５号
名古屋市緑区鹿山３丁目46番地の２
破産者　太田　辰夫
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６２号
兵庫県西宮市山口町上山口797番地１　エレガントⅠ203号、開始決定時の住所神戸市北区東大池１丁目２番26号
破産者　竹長まさみ
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６４号
神戸市北区日の峰１丁目３番地の１
破産者　元地　建介
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７７号
広島市安佐南区祇園３丁目27番13―504号
破産者　三登亜矢子（旧姓後藤）
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４号
香川県高松市新北町14番12号
破産者　小林啓一郎
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係